

本人保管用
大切に保管してください

123-4567
大阪府大阪市北区新梅田本町1丁目2番3号OSAKACITYマ
ンションIV2304号室

大阪 太郎 様

XX
XXX 123AAK0000001#

XX
A1000000051A

この書類(本人保管用)はお問合せの際に必要な書類となります。

大阪 太郎 様

大阪市 定額減税補足給付金(調整給付)の支給要件の確認について

この書類は、大阪市定額減税補足給付金(調整給付)※(以下、「本給付金」といいます。)の支給要件を満たすことを確認した方にお送りしています。次のとおり支給方法等をお知らせしますので、右側の「確認欄」に必要な事項を記入、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。

※定額減税補足給付金(調整給付)は、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人市・府民税において定額減税されない方への給付金です。
[定額減税額] 所得税分:1人当たり3万円、個人市・府民税分:1人当たり1万円

支給要件(支給対象者)
令和6年1月1日(賦課期日)時点において大阪市にお住まいの方で定額減税可能額が減税前税額(減税前の令和6年分の推計所得税または減税前の令和6年度分の個人市・府民税所得額)を上回る方

支給予定時期(支給方法)
書類返送後から1か月程度(口座振込)

支給額
次の算定による支給額(所得税分)については、令和6年度個人市・府民税情報をもとに算定しているため、あくまで推計となります。また、確定申告書等の申告後、申告内容が個人市・府民税情報に反映されるまで、一定の滞りを経るため、最新の申告内容が反映されていない場合があります。)

定額減税可能額 (3万円×(個人市・府民税課税数))	令和6年分推計所得税額	定額減税未済額(1)	扶養控除数
所得税分 0,000,000 円	00,000,000 円	= 0,000,000 円	00 人
定額減税可能額 (1万円×(個人市・府民税課税数))	定額減税未済額(2)		
個人市・府民税分 0,000,000 円	0,000,000 円		
所得税分定額減税未済額(3)	個人市・府民税分 定額減税未済額(4)	定額減税補足給付金 支給額 (3万円×(個人市・府民税課税数)に切り上げ)	定額減税補足給付金 支給額
0,000,000 円	0,000,000 円	= 0,000,000 円	→ 0,000,000 円

(注)「扶養控除数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。(国外居住者は除く)

注意事項

- 令和6年分所得税額が判明した際に、給付金額に不足が生じる場合には、当該不足額相当額を令和7年以降(時期未定)に追加給付予定です。
- 令和6年中に大阪市外に転居される(された)方は、本書(本人保管用)が追加給付に際して必要となるため大切に保管ください。

手続方法の詳細は、同封の「支給要件確認書のご案内」をご確認ください。

お問合せ
番号 10 0000005 1

XX
B1000000051B

返送期
令和6年10月11日(金)消印有効

返送用

こちらを返送してください

XX
A900000001A

大阪市 定額減税補足給付金(調整給付)支給要件確認書

大阪 太郎 様

手続方法
下記の確認欄に署名し、振込を希望する口座に口座情報を記入のうえ、裏面に「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けて、中央のキリトリ線で切り離して同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。(オンライン申請は、令和6年10月11日(金)17時まで完了してください。)

オンラインで手続きする
書面よりスムーズに
手続きできます
オンライン申請専用
フォームから
申請してください。

確認欄 左記及び下記内容を確認のうえ、異議がない場合は署名してください。

- 返送期限までに本書の提出(オンライン申請を含む。)がなかった場合、必要な添付書類を提出しただけなかった場合は、本給付金を辞退したものとみなします。
- 記入不備や書類不足があった場合に、ご記入の電話番号に連絡させていただくことがございますので必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。また、連絡をとることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は、本給付金を辞退したものとみなします。
- 支給対象外となった場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に関わる場合があります。

上記の内容に異議ありません。(左端にある矢印の先に記載されているお名前を署名してください)

フリガナ	確認日	令和 年 月 日
氏名(署名)	連絡先 電話番号	

対象者本人が、本書の返送前にお亡くなりになった場合は、給付金を受け取ることはできません。

振込を希望する口座について

①下記の「振込を希望する口座」に、対象者本人名義の口座情報を記入してください。
②「振込を希望する口座」に記入した口座が確認できる書類のコピーを裏面の「貼り付け欄」に貼り付けてください。

振込を希望する口座(対象者本人名義の口座を記入してください)
※英字のみしかない場合をのぞき、カナ名義を記入してください

口座名義 (カナ)	金融機関名	支店名	預金種別
銀行の場合	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合		
	金融機関番号	支店番号 (店番号)	口座番号
ゆうちょ 銀行の場合	通帳の記号	通帳の番号(右詰め)	
1	0	-	

裏面も必ずご確認ください。

10-0000005-1 CY01

(裏)

貼り付け欄

(ここに「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けてください)

対象者本人の口座で、記入された口座と確認書類の口座が異なる場合は、確認書類の口座を振込先として優先します。

口座確認書類はこの枠からはみ出さないように貼付してください。
はみ出す場合は無理に貼付せず、返信用封筒に同封してください。

支給に関するご注意

- **返送用**「確認書」表面の振込を希望する口座の記入内容と、添付された振込口座が確認できる書類のコピーの内容が異なっている場合は、書類のコピーの内容を優先して振り込みをおこないます。
- ご返送いただきました確認書、書類のコピーは返却できませんので予めご了承ください。

振込口座が確認できる書類のコピー

・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

下記のいずれか1つのコピーを貼り付けてください。

金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できる面のコピーを貼り付けてください。

※ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを貼り付けてください。
※旧銀行や支店が統合されたキャッシュカードの場合は確認ができない場合があります。
※インターネットバンクの場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)がわかる裏面のコピーを貼り付けてください。

コピーが通ずって金融機関名や口座番号が見えない場合、振込ができなことがあります。

悪い例
コピーが通ずって金融機関名や口座番号が見えない場合、振込ができなことがあります。

代理人の手続き

対象者に代わり、申請、または、受給を行う場合は、別途「代理手続申立書」等の提出が必要となりますので、コールセンターまでお問合せください。

- ・同居または別居の親族・・・代理手続申立書、対象者の本人確認書類、代理人の本人確認書類、対象者との関係性がわかる書類(住民票・戸籍など)。
- ・身の回りの世話をしている者(介護施設職員など)・・・代理手続申立書、対象者の本人確認書類、代理人の本人確認書類(職員証など)、対象者との関係性がわかる書類(入所証明など)。

法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人)は、代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類、対象者との関係性がわかる書類(親権者及び未成年後見人:戸籍謄本/戸籍抄本(法人の場合は、社員証も必要)、成年後見人:登記事項証明書(法人の場合は、社員証も必要)、保佐人/補助人:登記事項証明書、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録)のコピーを同封のうえ返送してください。

納税管理人は代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類、納税管理人の本人確認書類のコピーを同封のうえ返送してください。

お問合せ

大阪市 定額減税補足給付金コールセンター

9:00~20:00(土日祝 9:00~17:30)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等で確認してください。

TEL: 0120-933-051 または 06-7223-9005

FAX: 0120-322-390

専用ホームページ: <https://osaka-bukkakoutou.jp/teigakugenzai/>



※印刷用紙は、A4用紙(縦向き)に印刷してください。